

【保育園、小学校、中学校の児童生徒数】 [H19.4月現在]

保育園	1園	154人	9クラス	職員数	13名(調理婦2名含)
小学校	1校	291人	12クラス	職員数	20名(用務員1名含)
中学校	1校	142人	5クラス	職員数	16名(用務員1名含)

また、下條村の高い出生率の背景にある重要な要因は、若年者向けの住宅政策がある。1997年からの約10年間で、178世帯の若年層が入居できる住宅を供給している。現在、待機もある。

若者定住促進住宅の建設

平成9年度～平成18年度 若者定住促進住宅の建設

10棟		124戸を建設		
9棟 × 12戸 =		108戸		
1棟 × 16戸 =		16戸		
一戸建て住宅	54戸		合計	178戸

この「若者定住促進住宅」の特徴は以下の通りである。

- ①補助金を使わない住宅の建設。(入居者をフリーハンドで選択できる)
- ②若者定住促進住宅とし入居条件を「子供がいる」か、これから「結婚をする若者」に限定する。(保証人2名)
- ③入居する若者が地域に溶け込んでいただくために、村の行事への参加や消防団への加入等を入居条件にしたことにより、質の良い若者が入居している。
- ④若者同士真のコミュニティーが生まれ、子育てなどに助け合う姿が見られるようになっている。

(資料は、下條村より提供)

また、“村づくりは人づくり”を掲げ、学校教育改革にも取り組んでいる。

主な項目は以下の通りである。

- 1 故郷を良く知る教育の推進
  - ・故郷を知ることにより故郷を愛する気持ちの醸成。
- 2 生徒会議会等の充実
  - ・生徒会議会等を通じ村の実態を理解し実社会勉強を行う。
- 3 クラブ活動の充実
  - ・人の立場を理解する心の醸成。
  - ・厳しさに耐える精神力を養う。
- 4 国際化時代に対応

### 3. 村財政と活性化のための取り組み

以上のようなさまざまな支援を可能にしている背景には、村の財政健全化の取り組みがある。

村民が自ら道路舗装をする風景はあまりにも有名であるが、その他にも、村を挙げてさまざまな努力をおこなっている。

その中には、人件費の削減、上下水道に係る負担減、建築資材の供給状況など、村独自の取り組みがある。

これらの取り組みの結果、村の財政は健全化しており、乳幼児医療費の無料化、保育料の低減、若者定住促進住宅につながっている。

#### 役場組織

首長	伊藤喜平	任期	平成20年7月24日(4期)
副村長	熊谷浩平		
収入役	平成15年11月から設置しない		
教育長	平成17年10月から欠員		

職員数	一般行政職	34名	(H19.4現在)
	(内 保育士6名 保健師2名含む)		

嘱託職員	22名
------	-----

(内訳)	
学校給食調理員	3
学校公仕	2
司書補助	1
保育士	8
保育所調理員	2
園児バス運転手(兼)	1
福祉員	2
温泉管理人	2
公園管理人	1
道の駅管理人	1
役場公仕	1
オフトークアナウンサ	1

人口千人当たり職員数	(平成16年度財政状況調べより)
------------	------------------

下條村	8.56人	類似団体	16.05人 (一般職員)
	(53.33%)		

経常収支比率	人件費比率
(73.9%)	(15.6%)

(資料は、下條村より提供)

**下條村の上・下水道の取り組み**

**1 上水道事業**

- ・昭和60年から平成2年までの6年間で完成
- ・総事業費29億8千万円
- ・加入率 99.50%

**2 下水道事業**

- ・平成元年から検討に入る
- ・当時国県は、公共下水・農集排を積極的に推進
- 【検討課題】
- ・公共下水・農集排の建設費は上水道事業費の1.5倍はかかるといわれ、43～45億円位かかると試算。
- ・管渠の布設では、1m約10万円くらいかかりイニシャルコストは当然、ランニングコストも未来永劫アップしつづける。
- ・自己責任・自己管理意識も高揚を図ることができる。
- ・設置者の事情に合わせて設置計画が可能である。 等々

**3 下水道を合併処理浄化槽事業で行うことに決定**

総事業費	6億3千230万円	829基(H2～H15)計画基数比96% } (全額単年度処理、後年度負担なし)
村負担金	2億2千444万円	
県補助金	2億393万円	
園補助金	2億393万円	

【例】7人槽の場合 (単位:円)  
 ・総費用 691000 (定額)

	内訳	
	国補助金	137000
	県補助金	137000
	村負担金	137000
	村嵩上額	100000
	設置者負担金	180000

**4 村の補助**

- ・7条法定水質検査料 12000円 (設置時1回のみ)
- ・11条法定水質検査料(毎年1回)5000円 (村で負担)
- ・上記検査料は、通常年間400万円になる。
- ・この他平成16年度から保守点検料年間21000円のうち半額を補助する。  
(よって平成16年より村負担約13000万円となる。)

(資料は、下條村より提供)

## 資材支給事業

### 1 目的

この事業は  
地域住民の生活環境を整備するために、住民自らが施工する工事に関し、村がその資材を支給する。

### 2 該当工事

- ・村道整備(受益者3名以上の舗装、敷き砂利、側溝布設、横断工、甲蓋、グレーチング他)
- ・農道整備(上記に同じ)
- ・水路整備(受益者3名以上の土側溝の整備、漏水個所の整備、取水施設の整備他)

### 3 事業費

年間の予算 約2千万～3千万円

### 建設資材支給事業年別実績

年(平成)	総額	箇所数	内訳		
			生コンクリート	砕石等(骨材)	二次製品
4	4,948,641		3,656,063	1,151,125	141,453
5	11,666,791		7,954,126	583,614	3,129,051
6	12,055,066	51	7,213,222	985,298	3,856,546
7	16,829,399	65	10,434,804	1,079,028	5,315,567
8	15,689,984	100	8,325,339	984,061	6,380,584
9	20,483,246	97	14,402,919	1,240,625	4,839,702
10	31,907,551	114	23,323,124	1,004,276	7,580,151
11	21,816,439	68	14,146,430	837,845	6,832,164
12	16,695,638	77	10,231,620	727,962	5,736,056
13	19,454,849	84	10,979,939	727,637	7,747,273
14	19,402,386	78	12,972,648	768,811	5,660,927
15	17,281,113	100	13,211,946	594,458	3,474,709
16	16,266,159	83	10,392,531	545,423	5,328,205
17	12,030,510	85	5,177,417	348,336	6,504,757
18	7,651,506	54	2,624,877	138,234	4,888,395
総計	244,179,278	1,056	155,047,005	11,716,733	77,415,540

## 村づくりの指数

### 【財政指数】(普通会計)

年度	単位:%				
	14	15	16	17	18
財政力指数	0.210	0.215	0.221	0.220	0.227
経常収支比率	72.1	70.1	73.9	73.9	76.0
起債制限比率	1.6	1.7	1.4	2.0	3.0
実質公債費比率	-	-	-	5.2	6.0

### 【起債残高】H18年度末

21億5,917万円

内交付税措置分を引いた実質起債残額5億8,937万円・・・A

### 【基金現在高】H18年度末

一般会計基金分 26億3,237万円・・・B

差引き残額 B - A 20億4,303万円

(資料は、下條村より提供)

下條村はその他、村の活性化のために下記に示すさまざまな取り組みを 1990 年ごろから続けている。

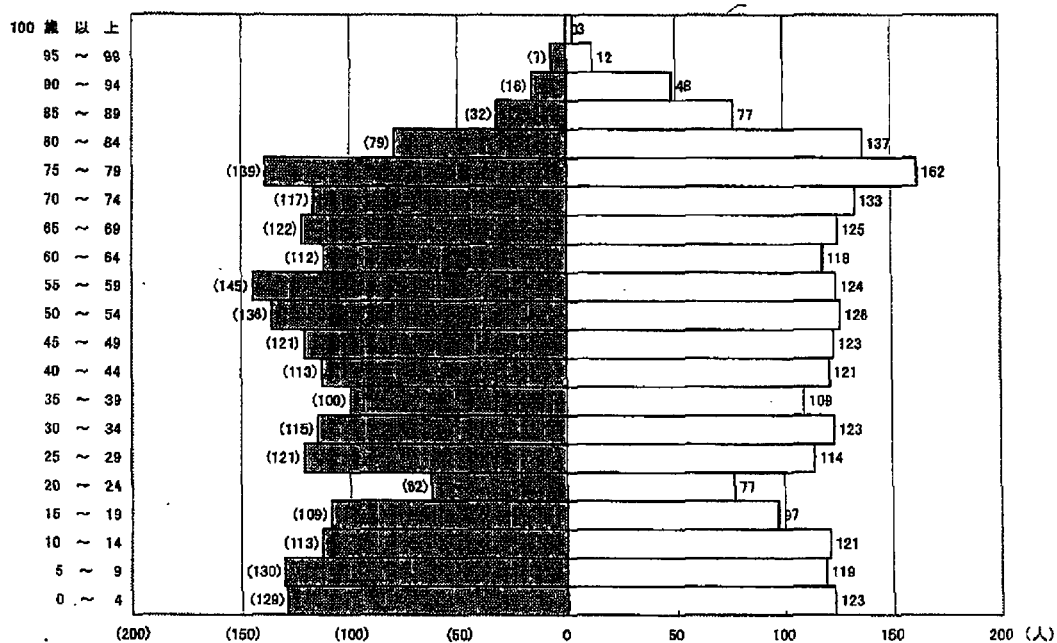
- |        |   |
|--------|---|
| 平成元年度  | ふるさと体験館「コスモスの湯」建設   |
| 平成2年度  | 全村水道完成（過疎地域指定から外れる）<br>合併浄化槽事業取り組み始める<br>レストハウス「レスト秋桜」建設    |
| 平成3年度  | 統合保育所建設<br>飯田カントリー倶楽部オープン（県内唯一のオールシーズンコース）<br>墓地公園整備 119 区画 |
| 平成5年度  | リフレッシュパーク下條 極楽パノラマパーク<br>新井展望公園 小学校体育館 弓道場 建設               |
| 平成6年度  | 村立図書館「あしたむらんど下條」建設<br>（県下第2位の利用率 17.0 冊/人）<br>ヤングコミュニーハウス建設 |
| 平成7年度  | 道の駅「信濃路下条」「そばの城」「遊牧館」建設                                     |
| 平成8年度  | ふるさと交流センター「うまいもの館」建設  |
| 平成10年度 | 刈谷市民休暇村「サンモリューユ下條」オープン<br>下條親水公園建設                          |
| 平成11年度 | インドアスポーツセンター建設<br>そばの館建設<br>【第1期】分譲住宅 40 戸売り出し              |
| 平成12年度 | 医療福祉保健総合健康センター<br>「いきいきらんど下條」建設<br>（水中運動が好評）<br>農産物加工施設建設   |
| 平成14年度 | 文化芸能交流センター「コスモホール」建設<br>（年間利用者 約 15000 人）                   |
| 平成18年度 | 【第2期】分譲住宅 15 戸造成 売り出し                                       |

#### 4. 下條村の課題

下條村のなかには農業の他、若年者が就業する場が限られているため、周辺自治体、主として隣の飯田市に働きに出るものが増えている。そのため、周辺自治体との連携は欠かせない。

また、今日の高い出生力を維持し、村を進める活性化のための事業を持続的に進めるためには、今後次世代の定住が期待される。

図 3-1-11 下條村の人口ピラミッド



(出典：総務省統計局『国勢調査』より作成)

**皆瀬村立 皆瀬保育園の概要**  
(H14. 6. 3 田沢湖町議会視察)

**皆瀬保育園の沿革・子育て支援に対する取り組み**

- 昭和37年8月 ・板戸へき地保育所開設
- 昭和38年7月 ・羽場簡易保育所開設
- 昭和39年5月 ・小安へき地保育所、白藤へき地保育所開設
- 昭和40年6月 ・湯元へき地保育所開設
- 昭和47年7月 ・生内幼児学級開設
- 昭和51年6月 ・皆瀬保育所・皆瀬幼稚園設立。幼保一体型の園として事業開始  
・板戸へき地保育所、白藤へき地保育所吸収合併
- 昭和53年4月 ・湯元へき地保育所と小安へき地保育所合併、小安小規模保育所となる
- 平成2年4月 ・小安小規模保育所と皆瀬保育所統合
- 平成11年度 ・保育所単独運営（幼稚園廃止）についての具体的検討  
・乳幼児を持つ保護者を対象としたアンケート実施（10月）  
・保育所、幼稚園運営についての保護者説明会（11月）  
・未満児保育室拡張整備工事（少子化対策臨時特別交付金利用）  
・チャイルドシート着用の義務化に伴う、送迎用専用バス2台新車購入
- 平成12年度 ・皆瀬幼稚園廃止（幼稚園、保育所の一体運営の廃止）  
・皆瀬保育園として単独運営スタート（定員90名）  
・新規臨時職員（保育士）4名、パート保育補助員8名採用  
・（財）郵政互助会の公益活動事業の助成で遊具等備品整備  
・0歳からの未満児保育実施  
・延長保育（7：30～18：30）実施
- 平成13年度 ・子育て支援センター拡張整備工事（国庫補助事業）  
・保育園外部大規模修繕工事（国庫補助事業）  
・乳幼児～小学生を持つ保護者を対象としたアンケート調査実施  
（11月）  
・子育て支援センターを試行解放（2月～3月）
- 平成14年度 ・子育て支援センター運営開始（保育所特別保育事業）

## 皆瀬幼稚園廃止の背景

- ・ 昭和51年の開設当初より保育所、幼稚園の一体施設としてスタート。  
通園地域が全村域にわたることなどから、スクールバスでの送迎を行っており、標準教育時間が4時間の幼稚園においても、預かり保育という形で保育所と同時間の保育を行い、バス送迎を実施。
- ・ 共働き家庭、核家族の増加等により、3歳未満児保育や延長保育等の特別保育事業に対する要望が増加。  
(平成7年度、平成11年度、平成13年度 保護者アンケート実施)
- ・ 出生数の減少(地域の児童数の減少)により、保育所、小学校に入るまで他の児童との交流(保護者同士の交流)が少ない地域の増加。
- ・ 未満児保育や延長保育等保育サービスの充実実施に伴い保育所・幼稚園の職員配置、業務内容等の体制再検討。
  - ・ 保育所保育士 → 住民生活課所属
  - ・ 幼稚園教諭 → 教育委員会所属
  - ・ 保育所の保育時間8時間、幼稚園の教育時間4時間
  - ・ 給食の提供体制(3歳以上児は給食センターで共同調理・離乳食等個別対応)
  - ・ 延長保育対応のための職員の勤務体制確立(早番・通常・遅番)
  - ・ 全村域からの通園に対応したバス送迎
- ・ 開設当時から蓄積された幼児教育機関としての幼稚園の特性、良さを活かしながら、延長保育などの多様化する保育需要(子育て支援)に積極的に取り組む保育園に。
  - ・ 延長保育(7:30~18:30)
  - ・ 0歳からの未満児保育
  - ・ 離乳食、アレルギー除去食等個別に対応した食事提供
- ・ 地域全体で子育てを支援していく中心施設として、入園児に限らず、地域の子育て家庭や児童にもかかわっていく、地域に開かれた保育園に。
  - ・ 高齢者世帯、保育園入園前児童(すくすくランド)との世代間交流
  - ・ 子育て支援センター事業の実施



皆瀬保育園

湯沢市トップ>>公共施設>>福祉施設>>

はじめに

皆瀬保育園は国道398号線を小安温泉に向かって走り、湯沢駅からは約20分位のところにあります。

須川岳を背景にし、又眼下には皆瀬川の清流があります、近くには温泉があり豊かな自然の中に立地し緑と水に囲まれ恵まれた環境の中にあります。明るく元気いっぱいの子供達のがびのびと活動しています。

園舎は昭和51年6月に定員90名の幼保一体施設として開園されました。

平成12年4月からは地域のニーズに対応するため未満児保育を開始しました、幼保一体型を廃止し保育園機能の充実をはかっております。

平成14年には皆瀬子育て支援センターを開設し、多様なニーズに応えられる子育ての拠点施設として地域の方々に利用していただいております。



- 湯沢市立湯沢保育所
- 湯沢市立あおぞら保育園
- 湯沢市立駒形保育園
- 湯沢市立稲庭保育園
- 湯沢市立おがち保育園
- 湯沢市立皆瀬保育園

関連する情報

- 皆瀬子育て支援センター

概要

※ 保育目標

「明るく健康な子ども」

- おもいやりのある子ども
- あいさつのできる子ども
- けじめのある子ども



ホール

※ 開所時間

月曜日から土曜日

午前7時30分～午後6時30分

※日曜日、祝祭日、年始（1月1日～1月3日）は

お休みです。

※ クラス編成

年齢	クラス名	人数	備考
0歳児	ちゅうりっぷぐみ	5人	その年度の入所人数によって年齢混合のクラスになる場合もあります。
1歳児		7人	
2歳児	ひまわりぐみ	6人	
3歳児	たんぽぽぐみ	21人	
4歳児	すみれぐみ	9人	
5歳児	ばらぐみ	20人	
		(合計)68人	

(平成19年10月1日現在)

※ 皆瀬保育園の特徴

- 園舎は平屋建て、外観がクリーム色、園内には陽が明るく差し込み、広々とした環境、どのクラスにもベランダがついています。
- 通園バスが2台あります、3～5歳のお子さんがご利用されています。(かえで号・おしどり号)

- お問い合わせ  
ホームページに関するお問い合わせ  
〒012-0183  
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台47-2  
湯沢市立皆瀬保育園  
皆瀬子育て支援センター  
TEL 0183-46-2446  
FAX 0183-46-2447

- 一時保育事業をおこなっています。
- 子育て支援センター事業をおこなっています。
- 学童保育を併設しています

皆瀬子育て支援センターへ



クラス

### ※様式ダウンロード

ここから「皆瀬保育園」で使用している申込書がダウンロードできます。

- 一時保育申込書
- 延長保育申込書

[プライバシーポリシー](#) [免責事項](#) [湯沢市ホームページのガイドライン](#)

Copyright (C) YUZAWA City 2005.All rights reserved. 湯沢市  
本サイトのいかなる情報も無断転用・転載を禁じます。

## 皆瀬子育て支援センター

[湯沢市トップ](#)>>[公共施設](#)>>[福祉施設](#)>>

### 皆瀬子育て支援センターについて

#### 子育て支援センターとは

地域の子供達の健やかな成長を願い、家庭で保育している保護者や子供達の様々な悩みや問題を一緒に考え、支援していくものです。(つまり子育てに関するサポートをしています)対象は、0歳児から就業前の幼児とお母さん、またその家族です。皆瀬子育て支援センターの事業は、いずれも無料ですのでお気軽にご利用ください。

#### 子育て相談

毎週、月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで  
子供のことで気になっていることはありませんか？ 発達やしつけに関することや、子育ての悩み、不安などどんなことでもご相談ください。(来園相談の場合は事前にご連絡ください)  
連絡先 電話46-2446 FAX46-2447

#### 子育て支援室開放

毎週、月曜日から土曜日 午前9時半からお昼頃まで  
子育て支援室を利用し、お母さんや子供同士の出会いの場として、交流しながら親睦を深めましょう。たのしいおもちゃがたくさんありますので、ぜひ、遊びに来てください。

#### 皆瀬保育園開放

毎月第3木曜日 午前10時から11時 たくさんのお友達と一緒に保育園で遊びましょう。

#### すくすくランド開催

毎月1回～2回、第2・第3の火曜日か木曜日 9時から11時  
親子のふれあい・情報交換・育児相談

毎月第3木曜日 午前10時から11時 たくさんのお友達と一緒に保育園で遊びましょう。

#### 移動すくすくランド

春と秋の年2回、地域の公民館や市の他の地域の支援センターを訪問し、交流。  
9時半から11時。

■湯沢子育て支援センターすこやか

■おがち子育て支援センター

■皆瀬子育て支援センター

#### 関連する情報

■皆瀬保育園

■お問い合わせ  
ホームページに関するお問い合わせ  
〒012-0183  
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台47-2  
湯沢市立皆瀬保育園  
皆瀬子育て支援センター  
TEL 0183-46-2446  
FAX 0183-46-2447

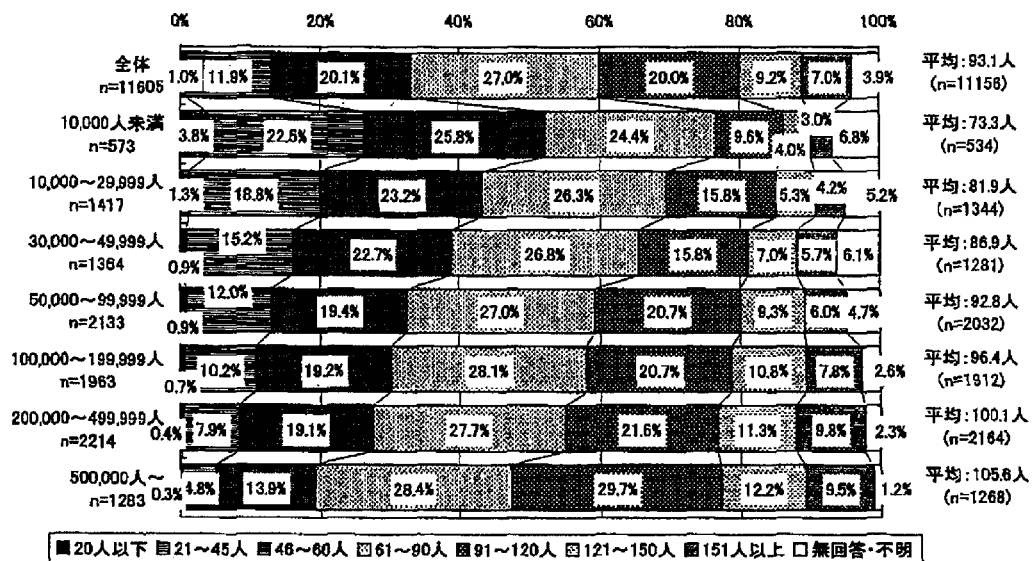
資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
「全国の保育所実態調査報告書」(平成20年5月)(抜粋)

#### 4. 定員・現員

##### (1) 人口規模別 定員総数

定員の平均値は93.1人。人口規模別に定員総数をみると、人口1万人未満の地域では91人以上の保育所が16.6%であるが、50万人以上の地域では51.4%と半数以上を占めている。人口規模の小さいところは定員の小規模な保育所が多く、人口の多い地域ほど大規模な保育所が多いといえる。

図表 2-1-5 人口規模別 定員総数：数値回答



## (2) 人口規模別 年齢別 現員数

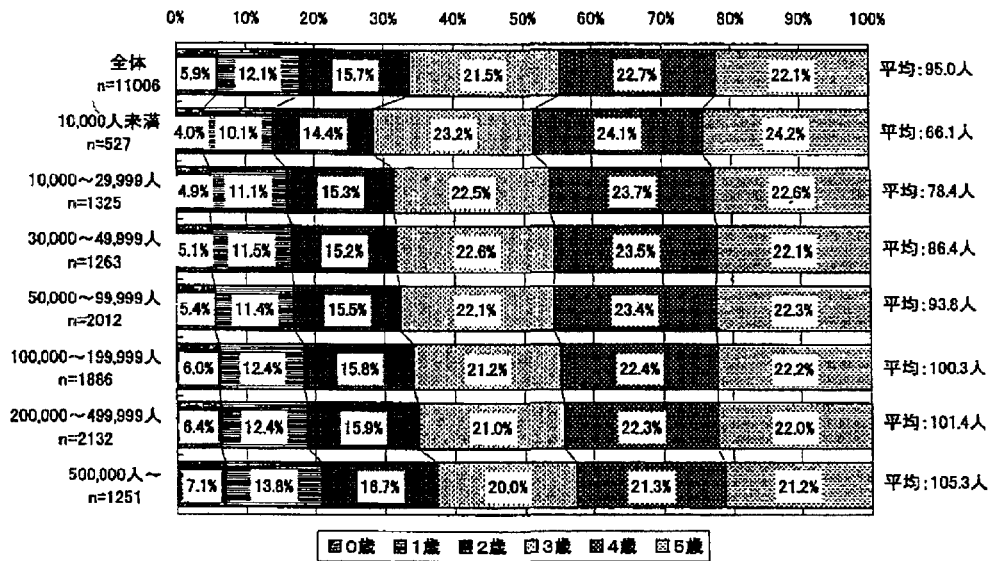
年齢別の現員数については、0～2歳の割合は低く、特に0歳児は5.9%と1割に満たない。

人口規模別にみると、現員数に占める0～2歳児の割合が、1万人未満の地域では28.5%に対し、50万人以上の地域では37.6%となっており、人口が多いほど徐々に0～2歳児の占める割合が高い結果になっている。

さらに上記の定員数と現員数の差を見ると、5万人未満の自治体では定員数が現員数を上回り、5万人以上の自治体では現員数が定員数を上回っている。

この結果から、すでに過疎地等、小規模な地域で定員割れの傾向が生じている一方、都市圏など人口の多い地域では待機児童対策等による定員の弾力受入れが進められている状況が推測できる。

図表 2-1-6 人口規模別 年齢別 現員数：数値回答



# 1 利用者の立場に立った福祉制度の構築

## サービスの利用制度

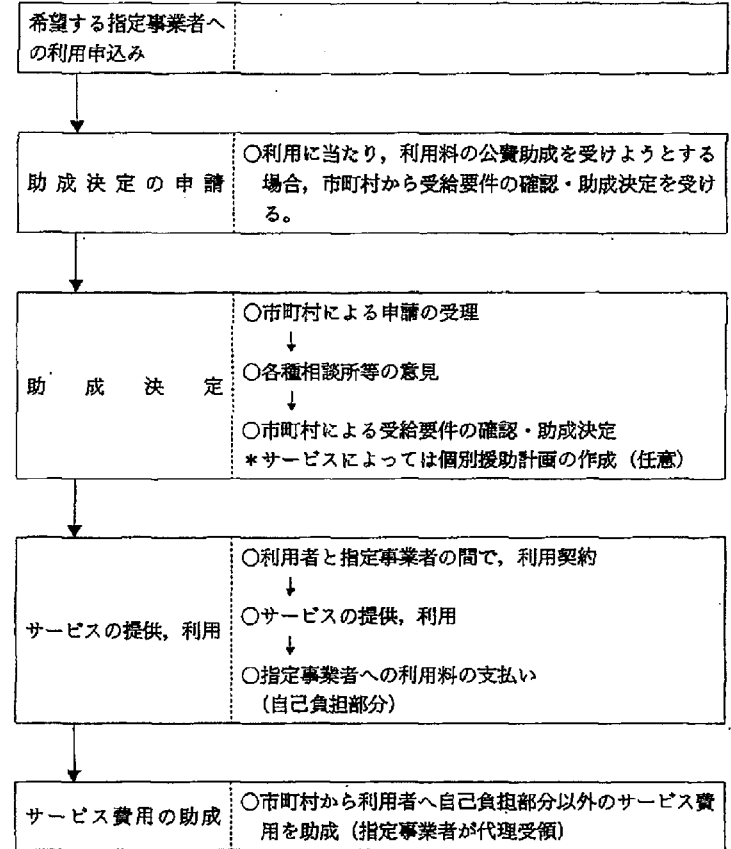
### 1 契約による利用制度への転換

契約による利用制度への転換により、利用者の選択や権利性が確保され、事業者の創意工夫を活かした経営が可能となる。

契約による利用制度	措置制度
<b>1 市町村等の立場</b> 契約による利用制度の管理者 (基金整備, 利用料助成)	措置の実施者
<b>2 サービス利用の決定</b> 利用者と事業者の合意	市町村が独自に決定
<b>3 費用負担</b> 利用者 [市町村が利用者負担を除く部分を助成 (市町村の助成に対しては、国及び都道府県が一定割合を補助)]	市町村
<b>4 公費負担形式</b> 助成金 (利用者補助) ○市町村が利用者ごとに給付額を決定 ○事業者が代理受領 ○使途制限なし (報酬) ○サービス内容に応じた一律単価	措置委託費 (事業者補助) ○使途制限あり (委託費) ○定員規模等により区分された単価 ○供給主体の体制等に応じた加算制度あり
<b>5 利用者負担</b> 自己負担 (簡素化された所得段階別定額負担)	費用徴収 (応能負担, 0円～全額)
<b>6 事業者</b> 指定事業者	委託事業者
<b>7 不服審査</b> 申請却下決定, 助成取消, 給付内容に対して可能	措置決定, 解除, 停止, 変更処分に対して可能

※利用制度になじまない制度については、措置制度を存続する。

### 2 利用制度における手続きの流れ (典型的な例)



### 3 利用者支援に関する仕組みの充実・強化

契約による利用に伴い、本人の適切な選択によるサービス利用を支援するため、権利擁護、苦情解決、サービス評価、事業の透明性の確保の仕組みを充実・強化する。

契約による利用制度	措置制度
<b>1 選択の支援、権利擁護</b> ①地方公共団体の情報提供を義務づけ ②在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等 ③契約の適正化 (標準的な契約例の策定、虚偽・誇大広告の禁止等の基本原則の明定) ④地域福祉権利擁護制度(仮称)を社会福祉事業に位置づけ ⑤成年後見制度	○在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等
<b>2 苦情解決の仕組み</b> ①施設内での苦情解決 (第三者の立会いによる話し合い) ②第三者機関の設置 (調査、改善方策の話し合い) ③行政監査の重点化、効率化 (定期監査、随時監査)	○行政監査
<b>3 サービスの質の向上と評価</b> ①施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準 (サービスの提供過程の重視) ②第三者評価のための基準の策定 ③第三者評価機関による評価の実施	○施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準
<b>4 事業の透明性の確保</b> ①事業者、事業運営の理念、サービスの実施体制、第三者評価の結果、財務諸表等の公開を義務づけ ②第三者評価機関による評価結果の公表を義務づけ	○情報公開は任意

## 2 利用者保護の仕組み

### 1 地域福祉権利擁護制度(仮称)の創設

契約による利用制度の下で、自己決定能力の低下した者のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として地域福祉権利擁護制度(仮称)を設ける。  
 また、当該事業については、新たに社会福祉事業として位置づける。

#### ①対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

#### ②援助の内容

- ・地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・利用者の参加を得て策定する「自立支援計画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員(仮称)が行う。

援助内容の例示

#### 《福祉サービスの利用援助》

- ・情報提供、助言
- ・手続きの援助  
 (申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・福祉サービス利用料の支払い等
- ・苦情解決制度の利用援助

※ なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的な金銭管理等を行う。

#### ③生活支援員(仮称)

社会福祉士、精神保健福祉士等

#### ④契約締結審査会等

・事業の信頼性や安定性を確保し、利用者が安心して利用できるよう、次の機関を設置する。

#### ㌞ 契約締結審査会

…契約内容や本人の意思能力等の確認を行う。

#### ㌟ 運営監視委員会

…適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関

(参考)

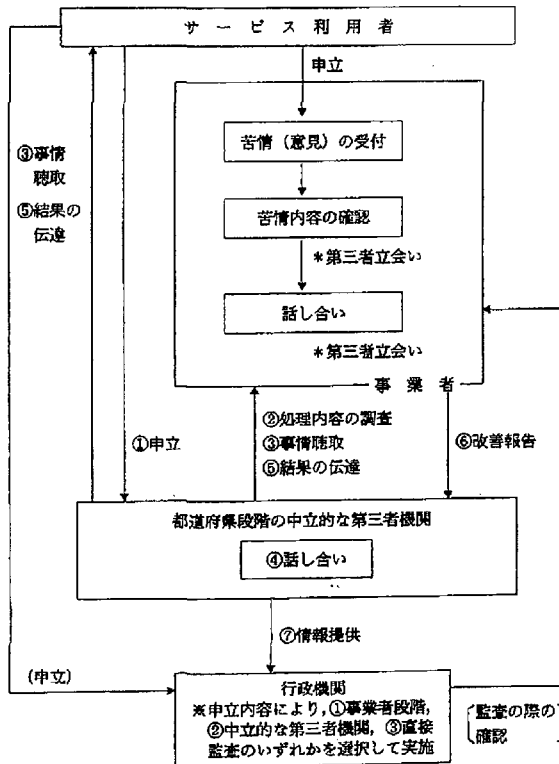
○都道府県社会福祉協議会が実施するものについて

- ・平成 11 年度概算要求額 1,006 百万円
- ・実施時期 平成 11 年 10 月
- ・実施体制 利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市町村社協で行う。

## 2 苦情解決の仕組みの整備

苦情の解決については、できるだけ当事者間の自主的な話し合いによる解決を促進する観点から、事業者段階での取組みを促すとともに、事業者段階で解決が困難な事項に関しては、都道府県段階に設置する中立的な第三者機関において調整する仕組みを整備する。

【概要】



## 3 サービスの質の確保

サービスの質を確保するため、その考え方を明確化するとともに、サービス基準の設定や第三者評価の導入を図る。

○福祉サービスの質の確保に関する方策

ア) 質の確保に関する基本的考え方の明確化

- (例) ○福祉に関する科学的知見に基づくサービスの提供
- 個人需要に着目した支援計画に基づくサービスの提供
- 定期的なサービスの評価によるサービスの改善

イ) サービス基準の設定

(盛り込むべき事項の例)

- サービスの提供過程 (利用者の状況把握、個別支援計画の作成など)
- サービスの評価
- サービス改善のための措置
- サービス提供における専門職の位置づけ
- 外形的基準 (施設・設備、人員配置等)

ウ) 第三者によるサービス評価のための基準の設定

エ) 第三者によるサービス評価の実施

※ 「福祉サービスの質に関する検討会」において具体的な検討を行い、平成 11 年 2 月までに基本的考え方を整理する。



#### 4 情報開示・提供体制の整備

契約による利用制度への転換に伴い、事業運営の透明性の確保、サービス利用者の選択及び安心感の確保に資するため、  
 (1)社会福祉法人の業務、財務等に関する情報の開示の義務づけ  
 (2)サービス利用者が必要な情報を入手しやすい情報提供体制の整備を行う。

##### 1 社会福祉法人の開示情報の内容（例）

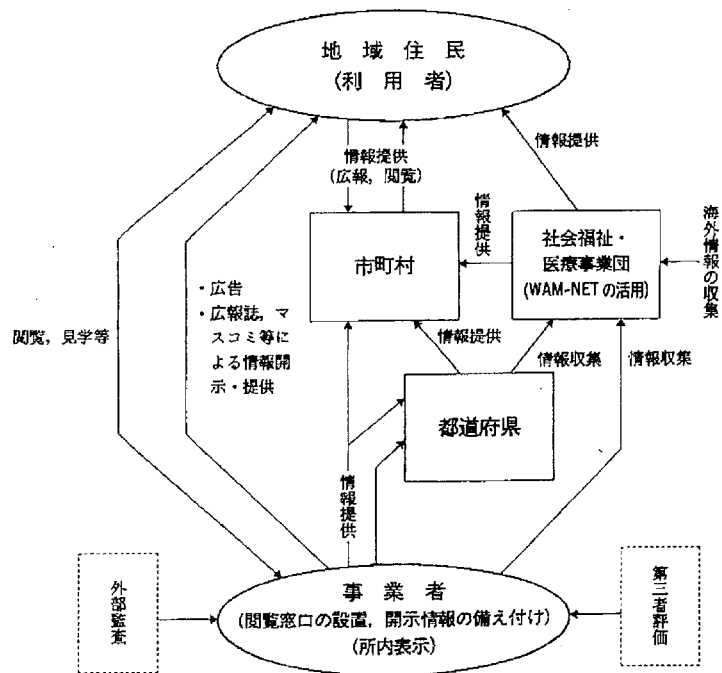
【社会福祉法人関係】

- ①施設の名称・所在地等 ②運営体制（役員等の状況） ③実施事業の種類
- ④施設及び設備の状況 ⑤財務諸表等 ⑥監事監査事項 等

【事業関係】

- ①事業経営の理念 ②運営状況 ③サービス提供体制、職員の資格等の状況
- ④サービス利用の手続、利用料 ⑤第三者評価の状況 等

##### 2 サービス利用者への情報提供体制（概要）



# 病院機能評価の方法

書面審査：病院が事前に記入する

(1) 病院機能の現況調査票

- ① 施設基本票
- ② 部門別調査票
- ③ 診療機能調査票
- ④ 経営調査票

(2) 自己評価調査票

- ① 病院組織の運営と地域における役割
- ② 患者の権利と安全の確保の体制
- ③ 療養環境と患者サービス
- ④ 医療提供の組織と運営
- ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
- ⑥ 病院運営管理の合理性
- ⑦ 精神科に特有な病院機能  
(精神病床を有する場合)
- ⑧ 療養病床に特有な病院機能  
(療養病床を有する場合)

訪問審査：評価調査者が訪問し調査する

調査者による病院管理者等との面接および病院の各部署への訪問によって、「書面審査」の自己評価調査票と同様の項目を調査する。

[調査項目]

- ① 病院組織の運営と地域における役割
- ② 患者の権利と安全の確保の体制
- ③ 療養環境と患者サービス
- ④ 医療提供の組織と運営
- ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
- ⑥ 病院運営管理の合理性
- ⑦ 精神科に特有な病院機能  
(精神病床を有する場合)
- ⑧ 療養病床に特有な病院機能  
(療養病床を有する場合)

(財) 日本医療機能評価機構

[評価の審査と認定証の発行]

評価部会が調査者の報告書を検討



評価委員会が評価部会の審査結果を審議



担当理事会が評価委員会の審議結果を審議・承認



認定書の発行

## 第三者病院機能評価の対象領域

### ＜病院組織の運営と地域における役割＞

病院の理念と基本方針、病院の役割と将来計画、病院管理者・幹部のリーダーシップ、病院組織の運営、情報管理機能の整備と活用、関係法令の遵守、職員の教育・研修、医療サービスの改善活動、地域の保健・医療福祉施設などとの連携と協力、地域に開かれた病院などについて

### ＜患者の権利と安全の確保＞

患者の権利と医療者の倫理、患者－医療者のパートナーシップ、説明と同意、患者の安全確保、医療事故への対応、院内感染管理などについて

### ＜療養環境と患者サービス＞

接遇と案内、相談機能、患者・家族の意見の尊重、利便性とバリアフリー、プライバシー確保への配慮、療養環境の整備、快適な療養環境などについて

### ＜医療提供の組織と運営＞

診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、病理部門、画像診断部門、放射線治療部門、輸血・血液管理部門、手術・麻酔部門、中央滅菌材料部門、集中治療室、救急部門、栄養部門、リハビリテーション部門、図書室機能、診療録管理部門、訪問サービス機能、外来部門などについて

### ＜医療の質と安全のためのケアプロセス＞

病棟における医療の方針と責任体制、入院診療の計画的対応、患者に関する情報の収集と伝達、評価(アセスメント)と計画[全体の流れ]、ケアの実施(各論の流れ)、ケアプロセスにおける感染対策、診療・看護の記録、病棟での環境と薬剤・機器の管理などについて

### ＜病院運営管理の合理性＞

人事管理、財務・経営管理、施設・設備管理、物品管理、業務委託、病院の危機管理への適切な対応などについて

### ＜精神科に特有な病院機能＞

入院時の評価・説明および入院形態の適切性、入院中の処遇の適切性、精神科リハビリテーションと退院支援、精神科における事務管理、精神障害者の身体管理の適切性などについて

### ＜療養病床に特有な病院機能＞

療養病床への適切な受入れと人権への配慮、チームアプローチの適切性機能障害の診断とケアの適切性などについて